平成２２年（フ）第１４２２２号
東京都葛飾区白鳥２―20―28―903、住民票上の住所東京都葛飾区青戸３丁目29―７　岩崎方
破産者　河邉つた江
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６０３３号
東京都足立区西新井３丁目20―９
破産者　柏田　泰伺
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６０３４号
東京都足立区西新井３丁目20―９
破産者　柏田　美香
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６０３５号
東京都足立区西新井４丁目38―26
破産者　柏田　祐介
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１０７号
東京都板橋区西台４丁目４―18―405　都営住宅西台四丁目アパート２号棟、開始決定時の住所東京都練馬区下石神井６丁目10―15―201
破産者　鈴木　健司
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８８３号
東京都小平市上水本町２丁目18番20号
破産者　有限会社ダンクジャパン
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８８４号
東京都小平市大沼町１丁目128番地の１都営大沼町１丁目アパート13―106号
破産者　伊藤　嘉己
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３５７号
東京都八王子市打越町1532番地280
破産者　佐藤　昌義
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３１２２号
横浜市神奈川区山内町２番地
破産者　株式会社丸中青果
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１２３号
横浜市神奈川区菅田町1085番地の１
破産者　和光商事株式会社
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４９号
長野県上田市古里167番地２
破産者　株式会社武井建設
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１５０号
長野県上田市古里203番地６
破産者　有限会社武井技研
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２９１４号
名古屋市中区丸の内２丁目18番32号
破産者　有限会社サワダエージェンシー
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４３７号
滋賀県甲賀市甲南町柑子2002番地35
破産者　有限会社ユウテクノ
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６号
佐賀県伊万里市松浦町中野原1049番地１
破産者　株式会社松栄工業
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１４７１号
札幌市豊平区西岡５条１丁目１番９号
破産者　株式会社アーク工房
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５７号
青森市南佃１丁目５番５号
破産者　株式会社柿本石油
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１９２号
青森県五所川原市十三琴湖岳15番地
破産者　日本海興業有限会社
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第３０３号
盛岡市名須川町12番１号
破産者　有限会社陣ヶ岡商事
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２９９号
山形県上山市四ツ谷１丁目２番54号
破産者　有限会社山川工務店
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０号
山形県東村山郡山辺町大字山辺658番地の１
破産者　株式会社ダイハン
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０１１号
東京都西多摩郡奥多摩町日原647番地
破産者　黒澤　　勲
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部